

海幕装需第290号

令和5年3月22日

一部変更 海幕装需第316号（令和7年3月24日）

各部隊の長
各機関の長 殿

海上幕僚長
(公印省略)

海上自衛隊補給本部による輸送の総合調整の実施要領について
(通達)

標記について、別紙のとおり定め、令和5年4月1日から実施する。

なお、海上自衛隊補給本部による輸送の総合調整の実施要領について（通達）（海幕装需第341号。令和2年3月31日）は、令和5年3月31日をもって廃止する。

関連文書：1 海幕装備第5621号（10.12.8）
2 海幕装需第284号（令和5年3月22日）

添付書類：別紙

写送付先：統合幕僚長
統合作戦司令官
海上幕僚監部各部等の長
部内全般

海上自衛隊補給本部による輸送の総合調整要領

1 目 的

この通達は、海上自衛隊補給本部（以下「補本」という。）が実施する、装備品にかかる輸送及びそれに伴う人員の輸送に関連する輸送の総合調整の実施要領について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 輸送の総合調整

部隊等の任務遂行上、必要とする装備品に関連する業務に速やかに応じるため、海上自衛隊補給本部長（以下「補本長」という。）が行う装備品等の調達、保管、補給又は整備の事務の実施の企画及び総合調整の一環として行う輸送に関する総合調整をいう。

なお、上記に伴わない人員輸送については、含まない。

(2) 輸送割当

輸送の総合調整において、補本長が各輸送区間における責任区分を示すことをいう。

(3) 輸送割当区間

輸送割当された区間をいう。

(4) 輸送割当部隊

輸送の総合調整において、補本長から各輸送区間に対する責任区分を割り当てられる以下の部隊をいう。割り当てられた部隊は、隷下部隊に対して、責任のある区間における輸送計画及び実施を命ずる。

ア 護衛艦隊司令部

イ 航空集団司令部

ウ 各地方総監部、地区総監部

エ 輸送計画担当官の設置された部隊等

(5) 輸送担任部隊

自衛艦隊司令官から指定された輸送を担当する部隊を含む、輸送割当部隊から輸送計画及び実施を命ぜられた部隊をいう。補本長は、輸送の細部について、輸送担任部隊の長と調整する。

(6) 輸送要求調整部門

補本が、最適な輸送手段を導出するために必要な輸送の優先度及び緊急度に

ついて判断するため問い合わせを行う、任務遂行中の上級司令部等をいう。

(7) 自衛艦隊司令官等

自衛艦隊司令官、護衛艦隊司令官、航空集団司令官、各地方総監及び地区総監をいう。

3 対 象

(1) 自衛隊の需品、火器、弾薬、車両、船舶、航空機施設器材、通信器材、衛生資材等の調達、補給及び整備に必要な輸送

(2) 前号に伴う人員輸送

4 実施要領

(1) 自衛艦隊司令官は、年度毎に輸送担任部隊及び輸送に使用する艦種・機種（以下「輸送兵力」という。）を指定する。指定にあたって自衛艦隊司令官は、輸送担任部隊及び輸送兵力の状況に応じて、指定する期間について柔軟に対応するものとする。ただし、護衛艦隊司令官及び航空集団司令官は、補本長との調整により、自衛艦隊司令官から指定された輸送担任部隊及び輸送兵力について、輸送の総合調整以外の任務にも運用できるものとする。また、輸送の実施にあたって、自衛艦隊司令官から指定された輸送を担当する部隊の全部若しくはその一部を展開させる必要がある場合、自衛艦隊司令官は、展開の要領を示すものとする。

(2) 補本長は、自衛艦隊司令官から輸送割振を受けた輸送要求の所要を把握し、地方輸送が困難であり、輸送の総合調整が適当であると判断した場合、次を実施するほか、実施の細部について、細部実施要領を定めるものとする。

ア 自衛艦隊司令官からの輸送割振された輸送所要に対し、最適な輸送手段を検討の上、輸送割当を策定する。

イ 輸送割当区間に対して、自衛艦隊司令官から指定された輸送担任部隊の長及び輸送計画担当官と輸送の細部について調整する。

ウ 自衛艦隊司令官が指定した輸送担任部隊及び輸送兵力によって、部隊の輸送の十分な達成が困難と判断した場合、当該輸送担任部隊及び輸送兵力以外の艦艇及び航空機等による輸送について、自衛艦隊司令官等と調整の上、輸送割当を実施し、新たに示された輸送担任部隊の長と輸送の細部を調整することができる。

エ 最適な輸送手段を導出するため、関連文書 1 別冊第 10 に基づく優先順位制度を活用するほか、輸送要求調整部門に対して輸送の優先度及び緊急度等の判断を確認する。

オ 輸送状況について、発送から到着まで適切かつ滞りなく実施されるよう輸

送に係る状況を的確に把握する。また、関係部隊等の長に対して必要な措置（輸送の再割当及び関連業務を含む。）に関する指示を行う。

- （３）関連する部隊及び機関は、輸送の総合調整による輸送と地方輸送における効率的な輸送の実施のため、指定されたツール及びシステムを利用して、互いに適時適切かつ綿密な情報共有に努めるものとする。

5 委任事項

自衛艦隊司令官等は、この通達の定めるところに従い、その他実施に必要な事項を定めるものとする。

6 その他

部隊等の長は、この要領により難しい場合又は改訂意見がある場合、海上幕僚監部装備計画部長に通知するものとする。海上幕僚監部装備計画部長は必要に応じ、本通達の見直しを実施するものとする。